

京極町鳥獣被害防除施設等導入補助金について

京極町ではヒグマやエゾシカなどの有害鳥獣による農作物や人的被害の防止を目的に、鳥獣被害防除施設の導入等に要する費用の80%または100%を上限とした助成を行っております。詳細な内容や申請手続き、ご不明な点がございましたら役場産業課までお問合せください。

(1) 補助対象経費

- ①電気柵など侵入防除施設に要する経費
- ②爆音器など威嚇追い払い機材に要する経費
- ③狩猟免許及び猟銃所持許可取得に要する経費
- ④わな等捕獲機材取得に要する経費
- ⑤わな等巡回体制の軽減化が図られるIT活用機材に要する経費のうち使用料を除く初期費用（機材、登録料、契約事務手数料）
- ⑥猟銃、ホルスター、銃器用及び弾薬用保管庫に要する経費

※上記①、②、④、⑤は上限80%、③、⑥は上限100%として助成します。ただし、③は10万円、⑥は30万円を補助上限額とします。

(2) 補助金の交付対象者

◆京極町に住所または家屋を有する方

※上記③～⑥については、猟友会倶知安支部京極部会に加入することを条件とします。ただし、「京極町におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画」における防除従事者等による、アライグマの被害低減化及び生息域の拡大防止等を目的とした④については加入を条件としません。

※上記⑥については、③の交付対象者であることを条件とします。

（すでに③を取得している方は、⑥の交付対象者とはなりません）

(3) 補助申請に必要なもの

- ①申込書類一式及び納税確認同意書（産業課窓口で配布）
- ②見積書及び領収書等の支払いをしたことが分かる書類 ※経費の内訳が分かるもの
- ③印鑑
- ④振込先の口座が分かるもの

〔 京極町役場 産業課
電話：0136-42-2111 〕